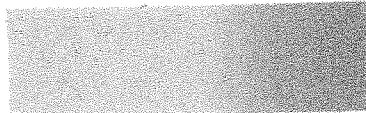


平成24年(ラ)第 号 配偶者暴力に関する保護命令に対する即時抗告事件(原
審・福島地方裁判所 支部平成24年(配子)第 号)

決 定

福島県

抗告人(保護命令相手方)



福島県

相手方(保護命令申立人)



同 代 理 人 弁 護 士

相手方の申立てに係る配偶者暴力に関する保護命令申立事件について、原審が平成24年2月3日にした保護命令に対し、抗告人から適法な即時抗告があったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方の保護命令の申立てを却下する。
- 3 保護命令の申立費用及び抗告費用は、相手方の負担とする。

事実及び理由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告人は、主文と同旨の裁判を求めたが、その理由は、別紙1「即時抗告申立書」の写しに記載のとおりであり、これに対する相手方の意見は、別紙2「意見書」の写しに記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 本件は、相手方が、夫である抗告人を相手方として、平成24年1月23日、
地方裁判所 支部に、相手方は、婚姻後抗告人から身体に対する暴力及び生命に対する脅迫を受けていたところ、今後、抗告人から受ける更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大
きいとして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下

「法」という。) 10条に基づく接近禁止命令を含む保護命令の申立て(以下「本件保護命令申立て」という。)をしたところ、同支部が、平成24年2月3日、別紙3のとおり保護命令を発令したため、原告人がこれを不服として即時抗告をしたという事案である。

2 当裁判所は、本件保護命令申立ては、理由がないからこれを却下すべきものであると判断する。その理由は次のとおりである。

(1) 本件記録(原審記録を含む。)によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告人 [] と相手方 [] は、平成21年1月1日に婚姻した夫婦であり、2人の間には長男 [] (生) 及び次男 [] (生) の2人の子がある。

イ 原告人と相手方は、平成20年6月ころから [] のアパートで同居生活を始めたが、平成22年5月ころ、相手方は、夫婦間のトラブルから原告人に対する不信感を抱き、子らを連れて当時住んでいた同県内のアパート(以下「旧自宅アパート」という。)を出て、 [] 市内の相手方の実家に戻った。同年6月ころ、原告人が [] に来て、相手方と話し合いを求めてきたため、相手方は、同月12日、これに応じて長男と3人で外出したところ、原告人にホテルに連れ込まれて性的暴行を受けた。その後しばらくの間、相手方は長男とともにその実家にとどまっていたが、同年8月ころ、相手方は、原告人を許す気持ちになり、長男とともに [] 旧自宅アパートに戻り、再び原告人と同居生活を始めた。

ウ 平成23年11月7日、相手方と子らは、次男の健康診断のため、 [] の相手方の実家に戻ってきた。相手方は、子らとともに相手方の実家で過ごすうち、原告人に対する不信感が再燃してきたことから、しばらくの間原告人と別居することを決意し、同月下旬ころ、その旨を原告人に告げた。その後、現在まで、相手方と原告人は別居状態にある。

なお、抗告人は、平成24年1月10日付けで [redacted] に転勤となったため、現在は同県 [redacted] の抗告人の実家に戻って生活している。

エ 相手方は、平成23年12月27日及び平成24年1月11日の二度にわたり [redacted] 警察署に配偶者暴力に関する相談をした。その相談における相手方の申告内容は、(ア)過去において最もひどかった身体に対する暴力被害は、平成23年9月から10月ころに、旧自宅アパートにおいて、寝室のベッドで寝ていた際に、抗告人から体を求められたが拒否したところ、体中を足蹴にされたというものであり（これは直近の被害でもある。）、(イ)過去において最もひどかった脅迫被害については、平成22年12月ころ、旧自宅アパートにおいて、話し合いをしている途中に、点火中のストーブを蹴飛ばして転倒させ、怖い思いをしたというものである。

オ 相手方は、平成24年1月23日、[redacted] 支部に保護命令の申立てをした。同支部が、同年2月3日、別紙3のとおり保護命令を発令したところ、抗告人は、原決定が相手方の大げさな主張を鵜呑みにして事実を誤認していると主張して、即時抗告をした。

(2) 相手方が本件保護命令申立てにおいて申述する、抗告人から受けた主な暴行・脅迫の態様は、①平成22年6月12日、ホテル内で抗告人から性的暴行を受けたこと、②平成23年1月ころ、旧自宅アパートにおいて、抗告人が点火中のストーブを拳で思い切り殴って転倒させたこと（これは、[redacted] 警察署における相談内容の(イ)に対応するものと思われる。）、③平成23年10月ころ、旧自宅アパートにおいて、寝室のベッドで寝ていた際に、抗告人から性的関係を求められて拒否したところ、何度も腰のあたりを足蹴にされ、ベッドから落とされたこと（これは、[redacted] 警察署における相談内容の(ア)に対応するものと思われる。）、④平成23年12月12日、[redacted] ファミリーマートの駐車場において、抗告人が相手方に「子供は

勝手に連れて行って、取られたと思っている。」「このままで済むと思うなよ。」と脅迫されたこと、⑤平成28年12月21日、旧自宅アパートにおいて、抗告人が会社を早退して、相手方の行動を同アパートの近くで見ている上、相手方を車でつけ回したことである。(以下「相手方申述の暴行等」といい、これを特定するときは、番号を付して「相手方申述の暴行等①」などという。)

- (3) 相手方申述の暴行等①については、これにより相手方が精神的苦痛を被ったことが離婚慰謝料の斟酌事由となり得ることは別論として、その約3か月後の平成22年8月ころ、相手方が、抗告人を許す気持ちになって [REDACTED] の旧自宅アパートに戻り再び抗告人と同居生活を始めているという経過に照らせば、上記暴行の事実から、保護命令発令の要件である、被害者（相手方）が更なる配偶者（抗告人）からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいという事実を推認することは困難といわざるを得ない。

相手方申述の暴行等③についても、その暴行の態様は、足の裏で押したら相手方がベッドから滑り落ちただけであるという抗告人の主張と相当の乖離がある上、相手方は、抗告人から上記暴行を受けた後も、怪我の手当をすることもなく同じ部屋の中で抗告人と一緒に寝ていたというのであり、その相手方の行動からは、抗告人と相手方が抗告人の上記暴行を原因として極度の緊張関係にあったという相手方の主張とは矛盾する緊迫感に欠けた実態があったことがうかがわれるから、上記暴行の事実から、保護命令発令の要件である、被害者（相手方）が更なる配偶者（抗告人）からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいという事実を推認することはやはり困難である。

- (4) 相手方申述の暴行等②は、それが抗告人と相手方との静い起因して行われた暴力であるとは認められるものの、直接相手方に向けられた暴力ではな

い上、その後も抗告人が引き続いて同様な暴力に及んだ様子もうかがわれな
いことから、夫婦喧嘩の一端として、通常の夫婦関係においても発生し勝ち
な物にあたって鬱憤を晴らすという行為が行われたにすぎないものとみるの
が相当である。

また、相手方申述の暴行等④⑤は、いずれも相手方が抗告人と別居するこ
とを宣言した後の出来事であるが、同④は、抗告人の求めに応じて相手方が
一人で抗告人のジャンパーを手渡しに赴いた際に、抗告人から発せられたと
いう発言であって、その発言自体、暴力によって相手方の生命又は身体に重
大な危害を与えることを予告するものとしか解し得ないものではない上、そ
の9日後の平成23年12月21日には、抗告人の上記発言に恐怖を覚えた
はずの相手方自身が、抗告人に旧自宅アパートの鍵をポストに入れておくよ
う依頼する旨の電話をした上で抗告人の居住していた同アパートを訪れ、ま
た、一人で抗告人の勤務先会社に赴くなど、相手方申述の暴行等④を原因と
して極度の緊張関係にあったという相手方の主張とは矛盾する緊迫感に欠け
た実態があったことがうかがわれる。同⑤の見張りやつけ回しの態様も、抗
告人による将来の相手方に対する暴力を予測させる事実としては些か具体性
に欠けるものといわざるを得ない。

したがって、相手方申述の暴行等②④⑤の事実から、保護命令発令の要件
である、被害者（相手方）が更なる配偶者（抗告人）からの暴力によりその
生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいという事実を推認するこ
とはやはり困難といわざるを得ない。

- (5) 相手方は、抗告人は相手方と同居生活中に、相手方の意に反する数々の性
的暴行を繰り返してきたと主張するが、仮にそれが事実であったとしても、
これにより相手方が精神的苦痛を被ったことが離婚慰謝料の斟酌事由となり
得ることは別論として、上記(3)(4)の事実関係に照らすと、相手方の抗告人に
対する対応に緊迫感に欠けた実態があったことは否定し難いから、上記性的

暴行により、相手方自身が抗告人から更に暴力を受けて生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあることを自覚していたと認めることは困難というべきである。

(6) 上記(1)ないし(5)の認定判断に照らすと、抗告人が相手方に対し更に暴力を振るって、相手方がその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいということとはできない。

3 よって、相手方の本件保護命令申立ては、理由がなく、これを却下すべきであるから、これを認容した原決定を取り消すこととし、手続費用の負担について法21条、民事訴訟法67条、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成24年3月30日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐藤 陽 一

裁判官 潮 晃 直 之

裁判官 小 川 直 人

号

決 定

[Redacted]

抗 告 人

[Redacted]

同 代 理 人 弁 護 士

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

相 手 方

[Redacted]

仙台高等裁判所平成24年 [Redacted] 配偶者暴力に関する保護命令に対する
抗告について、同裁判所が平成24年3月30日にした決定に対し、抗告人から特
別抗告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定
の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単
なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

なお、相手方からの更なる身体に対する暴力により、抗告人がその生命又は身体
に重大な危害を受けるおそれ大きいということとはできないとした原審の判断は、
抗告人本人を直接審尋しないままされたものであるところ、更に審理を尽くしてい
れば、原決定とは異なる結論となった可能性が十分考えられるところである。しか

しながら、本件抗告理由が特別抗告の理由に当たるといふことができな^いことは、
上記のとおりである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成24年6月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹 内 行 夫

裁判官 須 藤 正 彦

裁判官 千 葉 勝 美

裁判官 小 貫 芳 信